

## (6) 公益財団法人鳥取県国際交流財団 給与等状況報告書

### 1 職員給与の状況 (平成24年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9 人	15,688 千円	5,597 千円	2,088 千円	23,373 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
163,817 千円	183,824 千円	39 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
国際交流 推進員職	大学卒	156,200 円
	高校卒	156,200 円
		1 級 1 号給

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
国際交流 推進員職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	内 訳	
期末手当 勤勉手当 （次長級以上は 県の規定に準 ずる）	〔支給割合〕	
	区 分	期末手当
	6月期	0.235 月分 （ 1.13 ） 《 1.13 》
	12月期	0.265 月分 （ 1.32 ） 《 1.32 》
	計	0.5 月分 （ 2.45 ） 《 2.45 》
		勤勉手当
		0.075 月分 （ 0.71 ） 《 0.70 》
		0.075 月分 （ 0.71 ） 《 0.70 》
		0.15 月分 （ 1.42 ） 《 1.40 》
	（注）（ ）内は事務局長、《 》内は次長の支給割合です。	
	職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置	
	〔平成24年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	2,087,782 円	9 人
	1人あたり平均支給額 231,976 円	
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕	
	区 分	自己都合
	勤続 20 年	23.5 月分
	勤続 25 年	33.5 月分
	勤続 35 年	47.5 月分
	勤続 40 年	53.5 月分
	勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分	
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし	
	〔平成24年度実績〕 1人あたり平均支給額 なし	
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔平成24年度実績〕	
	支給総額	支給職員数
	1,912,597 円	8 人
	1人あたり平均支給年額 239,075 円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	職務の級に応じて定額を支給 (月額54,200円) 〔平成24年度実績〕 1人当たり平均支給額 659,400 円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円	
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円	
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算	
		〔平成24年度実績〕	なし	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔平成24年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,218,000 円	4 人	25,375 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給  (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔平成24年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	1,758,720 円	9 人	16,284 円
管理職特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に従事した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給	
		〔平成24年度実績〕 1人あたり平均支給額 48,000 円	

## 6 役員の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末・勤勉手当	備考
理事長	無報酬	なし	
常勤理事	225,900 円	1,024,418 円	6 月期 1.83 月分、12 月期 2.02 月分
非常勤理事	無報酬	なし	
非常勤監事	無報酬	なし	

### 役員の報酬

役員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、その対価として報酬を支給することができる（定款第28条第1項）。

[平成24年度実績]

#### ①常勤役員

支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
3,983,358 円	1 人	331,947 円

## 7 給与制度の変更

### (1) 変更内容

国際交流推進員のみ、勤務3年目以降に勤務評定により経験・成績良好であると認められる者に一度だけ給与を改定する現行の規定を見直し、下記のとおり3年ごとに段階的に昇給する制度への変更を行った。

級号給	1 級 (国際交流推進員)	2 級 (事務局次長)	経験年数
1	156,200	181,000	初年度
2	161,700	185,600	経験年数3年
3	166,000	190,500	経験年数6年
4	170,800	195,800	経験年数9年
5	175,000	201,200	経験年数12年
6	178,600	206,600	経験年数15年
7	181,000		

- ・新規採用者は、職務に応じて各級1号給に決定する。
- ・評定により勤務成績優秀者は、3年経過後、次号に昇給する。
- ・給与の決定にあたっては、過去の財団勤務年数を通算する。
- ・経過措置として、平成25年度は旧給与額と新給与表による給与額の差額の半額を旧給与額に加算して支給する（平成26年度より新給与表に完全移行）。

### (2) 適用日

平成25年4月1日